

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省

- 1. コミュニティ・スクールの意義・有用性**
2. 地域学校協働活動推進員等に期待される役割・効果
3. 中央教育審議会の動向等

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

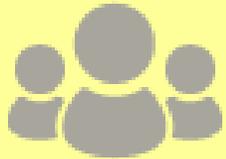
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき**資質・能力を明確化**
- ③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

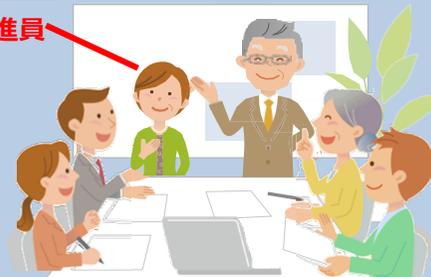
学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



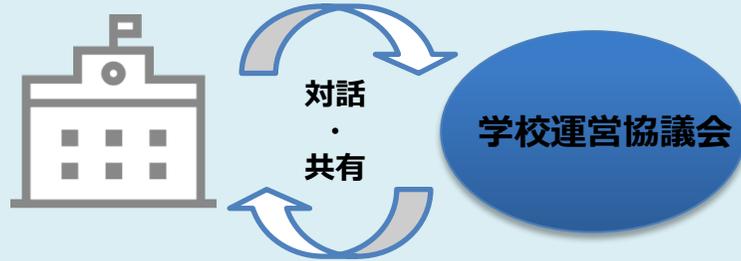
教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト(現在構築中)の活用

- 地域住民等の参画を得て、
- ・放課後等における学習支援・体験活動(放課後子供教室など)
 - ・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
 - ・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動
- などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人人や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

高等学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域社会との連携・協働）

① 組織的・効果的な学校運営協議会の設置



学校運営協議会を運営するに当たっての「地域」の捉え方は、学区や市町などの行政区域（エリア）で地域を限定するのではなく、**高校の教育方針や教育活動の範囲（テーマ）に応じて柔軟に考えることが必要**

学校運営協議会委員の選定

例）保護者、大学教授、地元企業代表、商工会会員、NPO法人、地元自治会、県や市役所等の職員、同窓会、近隣高校校長、地元小・中学校長

学校教育目標を実現するために、どのような「人」に関わってもらうのがよいかという視点をもつことが重要

② 各学校の目標や実情等に応じた連携・協働

（例1）

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・ 国内外の高等教育機関
- ・ 国内外の企業 等

（例2）

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・ 企業
- ・ 地元経済団体
- ・ 都道府県・市町村行政
- ・ 高等教育機関 等

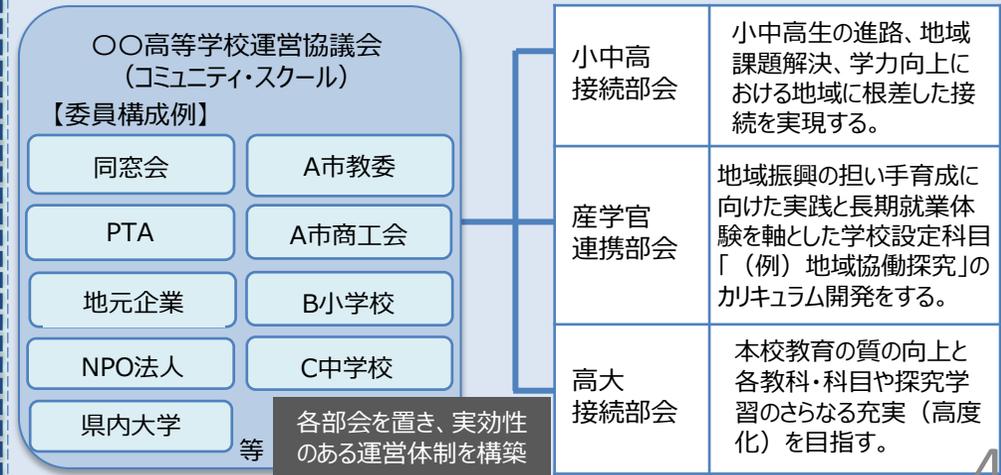
（例3）

持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・ 地方公共団体
- ・ 産業界
- ・ 高等教育機関
- ・ NPO法人 等

各学校の目標や実情等に応じた地域社会との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、SSHやマイスター・ハイスクールの取組の充実を図る上でもコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが効果的

普通科・専門科を併設した学校における工夫例



特別支援学校への導入の意義

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の積み重ねは、
学校の教育目標の実現、学校運営の強化のみならず、**特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり、地域におけるつながりづくり**等、**共生社会の基盤形成**にも効果を発揮。



青森県立
八戸高等支援学校

千葉県立
飯高特別支援学校

大阪府立
岸和田特別支援学校

学校運営協議会

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議



学校の教育目標等の共有

地域社会の中で自分らしく活躍する生徒

地域に学び、自分の良さを伸ばし、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成

共生社会実現をめざし、地域から信頼される学校

目指す子供の姿、育成したい資質・能力

地域学校協働活動



校内カフェ・さめりんピック等



地域課題を教育資源とした地域課題解決学習



ボランティア体験講座等

実際の議題例

- 教育課程
- 学力向上
- 不登校の未然防止
- 学校における働き方改革
- 特別支援学校・児童生徒への地域住民の理解
- 自立と社会参加に向けた取組
- 卒業後の進路
- 就業先となる企業等との連携・協働等

成果・効果や関係者の声

(子供) 幅広い年齢層の地域住民との交流を楽しむことができた。
 (地域) 学校や生徒の障害の様子、パラスポーツについて、理解を広げることができた。地域内での協力関係が深まり、地域の活性化につながることができた。

(子供) 地域の大人との学びの中で、認められ、褒められ、頼りにされることが、自己有用感や自己肯定感の向上につながっている。
 (地域) コミュニティ・スクールの仕組みにより、学校や児童生徒への理解が広がり深まり、共生社会の形成に向けた一助となっている。

(子供・地域) 障がい児・者理解につながるきっかけづくりと、地域の障がい児・者の生活の質を高める社会づくりに貢献するためにボランティア体験講座を実施することで、障がい児・者理解を進め、このことで相互の充実感が増し、ボランティア活動の促進へとつながっている。

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を**実現。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - 授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。**
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。
 - 子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。
 - 若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化**につながった。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、「**社会に開かれた教育課程**」を実現。
 - 子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。**
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。
 - 質の高い学びにつながり、**子供たちの学力向上にも寄与**。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わって**いきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して**くださることで子供たちの学びの質が高まっています。



第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。*平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

*学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

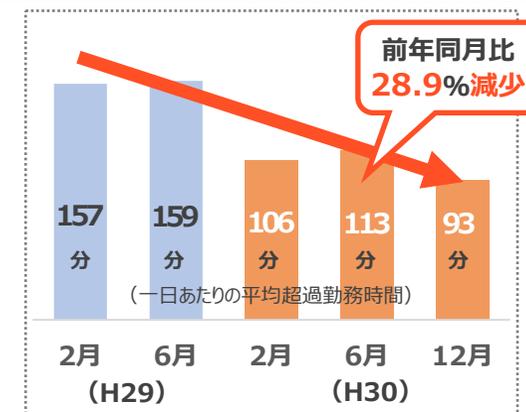
「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**

（鴨方東小学校資料より作成）

不登校対策：COCOLOプラン

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月31日）

本体はこちら→



目指す姿

1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

— P5

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場が確保されている
※ 不登校特例校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



2

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

— P7

- ✓ 1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる
※ こども家庭庁と連携し自治体の教育部署と福祉部署等の連携・協働を強化



3

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

— P9

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする
- ✓ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置 を行います。

— P11

実効性を高める取組

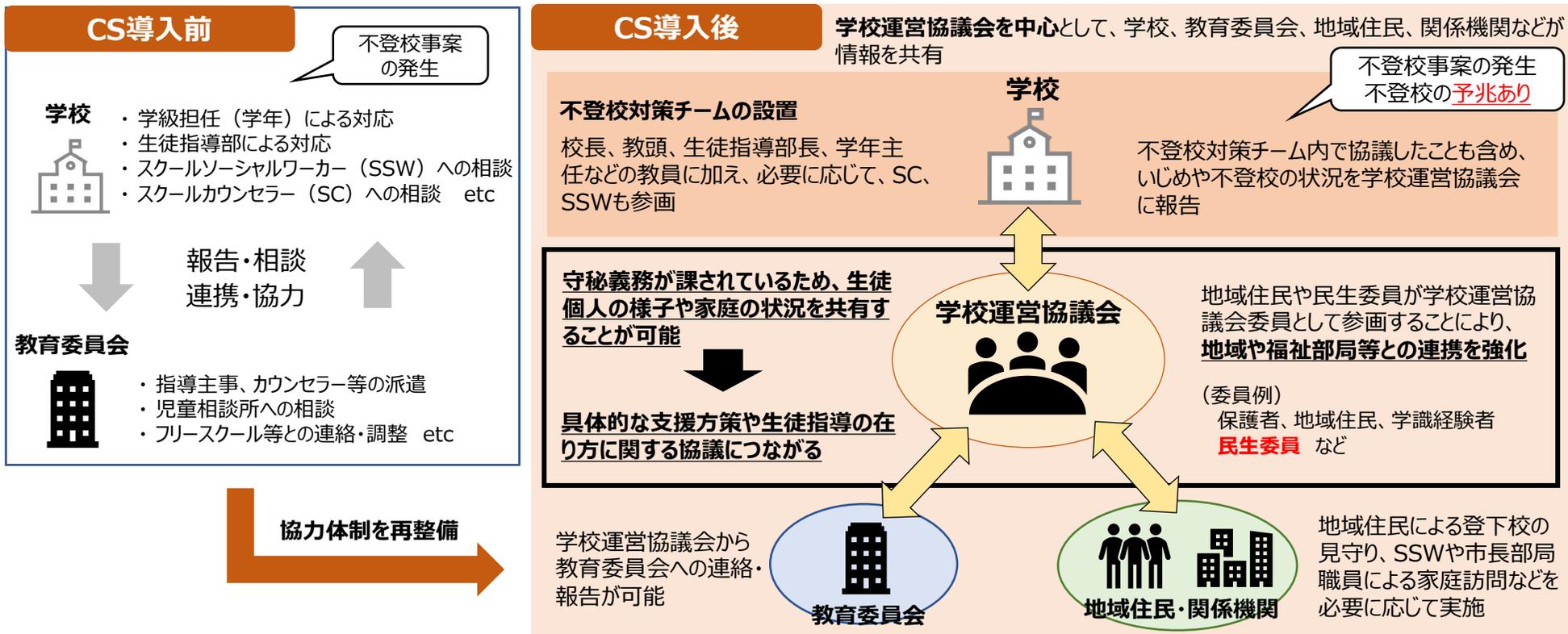
4

本文抜粋

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

（略）学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移 **CS導入後、5年間で約3割減少**

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、**学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。**「**地域とともに歩む学校づくり**」により、**町ぐるみで若者の地元定着を図っている。**

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、**若者の転出者の増加などに課題。**
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「**まち未来科**」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

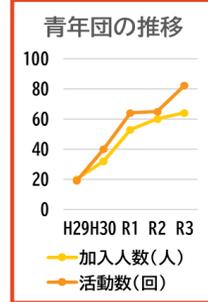
- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、**各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。**
- ◆**中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。**

特徴的な取組

- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
➔**子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。**
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
➔**地域での良い思い出を作ること、郷土愛を育む。**

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
➔**地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。**
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、**中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。**
➔**地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。**



10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

ふるさと愛着力

ふるさとの自然や歴史、文化を愛し、誇りをもち、地域を愛する力

将来設計力

自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力

社会参画力

地域、社会、生活をよりよくし、学校や未来を創っていく力

「**人間関係調整力**」
相手の気持ちや立場を理解しながら対話し、お互いの良さを発揮したり、様々な困難に折り合いをつけたりする力

「まち未来科」各学年の目標

学年	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
1	ふるさとを愛する心をもち、ふるさとを誇りに思うことができるようになる。	自分の将来について考えることができるようになる。	地域や社会のルールや規範を理解し、守ることができるようになる。	相手の話を傾聴し、自分の話を伝えることができるようになる。
2	ふるさとを愛する心をもち、ふるさとを誇りに思うことができるようになる。	自分の将来について考えることができるようになる。	地域や社会のルールや規範を理解し、守ることができるようになる。	相手の話を傾聴し、自分の話を伝えることができるようになる。
3	ふるさとを愛する心をもち、ふるさとを誇りに思うことができるようになる。	自分の将来について考えることができるようになる。	地域や社会のルールや規範を理解し、守ることができるようになる。	相手の話を傾聴し、自分の話を伝えることができるようになる。
4	ふるさとを愛する心をもち、ふるさとを誇りに思うことができるようになる。	自分の将来について考えることができるようになる。	地域や社会のルールや規範を理解し、守ることができるようになる。	相手の話を傾聴し、自分の話を伝えることができるようになる。

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。

まち未来会議

中学3年時に学びの集大成として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに**魅力的な町づくり**を図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「**まち未来会議**」を開催。



町議会議員と意見交換する青年団と高校生サークル



多世代が多目的に交流できる町立施設「**キナルなんぶ**」



「学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループ」における検討事項（案）

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

- 学校において、学校安全計画を適切に立案・実行するためには、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化し、学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を全国的に高める必要がある。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することなどにより、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

これまでの有識者会議における主な意見

- 学校経営に学校安全を位置付け、校長の指導の下、学校安全を担う中核教員を中心に進めていく体制が必要。
- 学校安全の教員の専門性は大きな柱であり、現職の教員研修の標準的な内容に位置付けるべき。
- 学校安全主任といった形で明確に位置付けるべき。
- 既存の校務分掌を利用して、安全担当1人ではなくチームで対応する組織体制が必要。
- コミュニティ・スクールの委員に、安全の取組等について参画・評価をもらい、外部の視点を取り入れてブラッシュアップしていくなど、地域と連携して取り組んでいく方向を考えていくことが必要。
- 学校の組織の中の学校安全を担う方が、周りに認められながら日々業務ができるような仕組みとなるよう、課題を把握し、それを解決するための議論が必要。
- 命に係わる、全国の学校における教職員の応急手当の研修の実態を掴むことも必要。

課
題

主
な
検
討
事
項

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を生かした組織的な学校安全の推進

2 学校における学校安全計画等に基づく取組の実効性を高める校内体制の推進（学校安全の中核を担う教員の役割及び校内において組織的に進める体制等）

3 組織的に学校安全を推進していくための学校安全の研修の在り方 等

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・学校安全を担う中核教員や学校安全の組織体制等を調査（学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査により把握）
- ・学校安全の中核を担う教職員を位置付けて組織的に取り組む学校等ヒアリング

特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

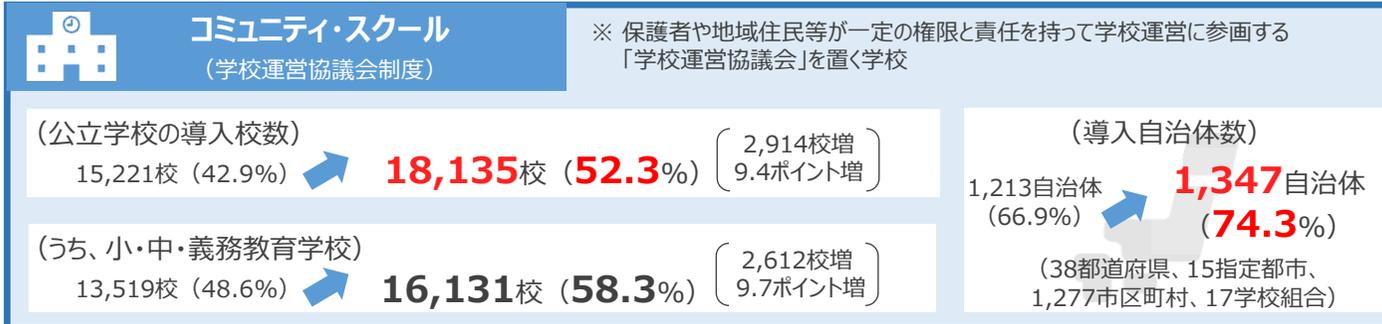
- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

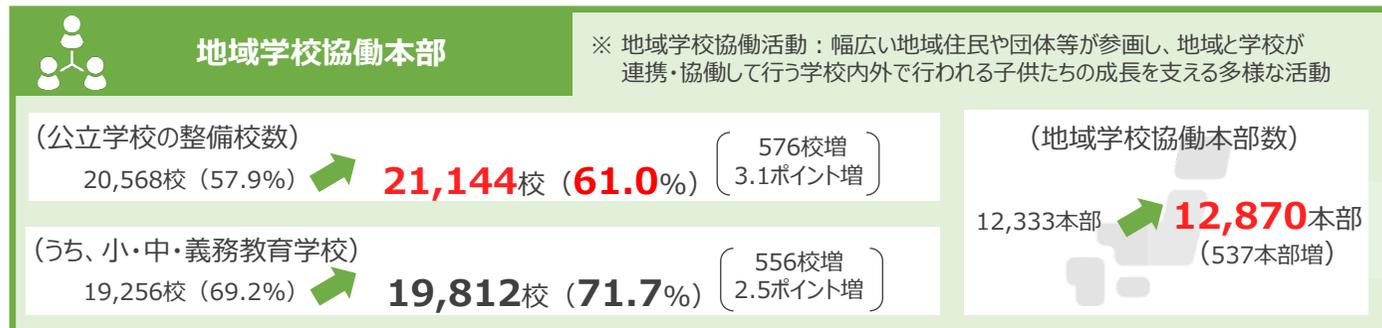
文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

（調査基準日：令和5年5月1日）



※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校（前年度から1,334校減）



【今後の方針】

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

➡ **更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る**

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

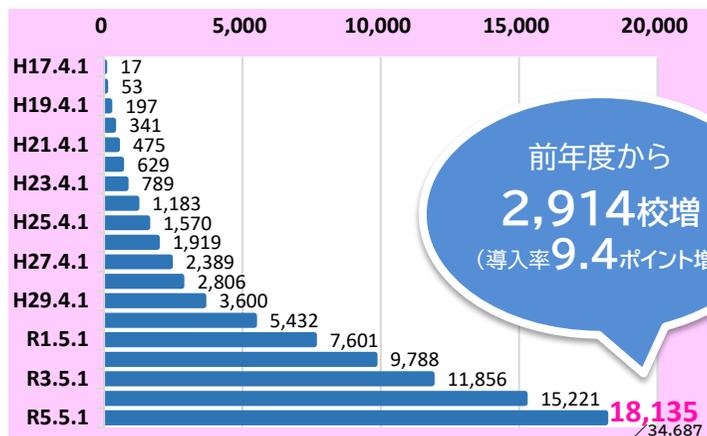
令和5年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437園 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

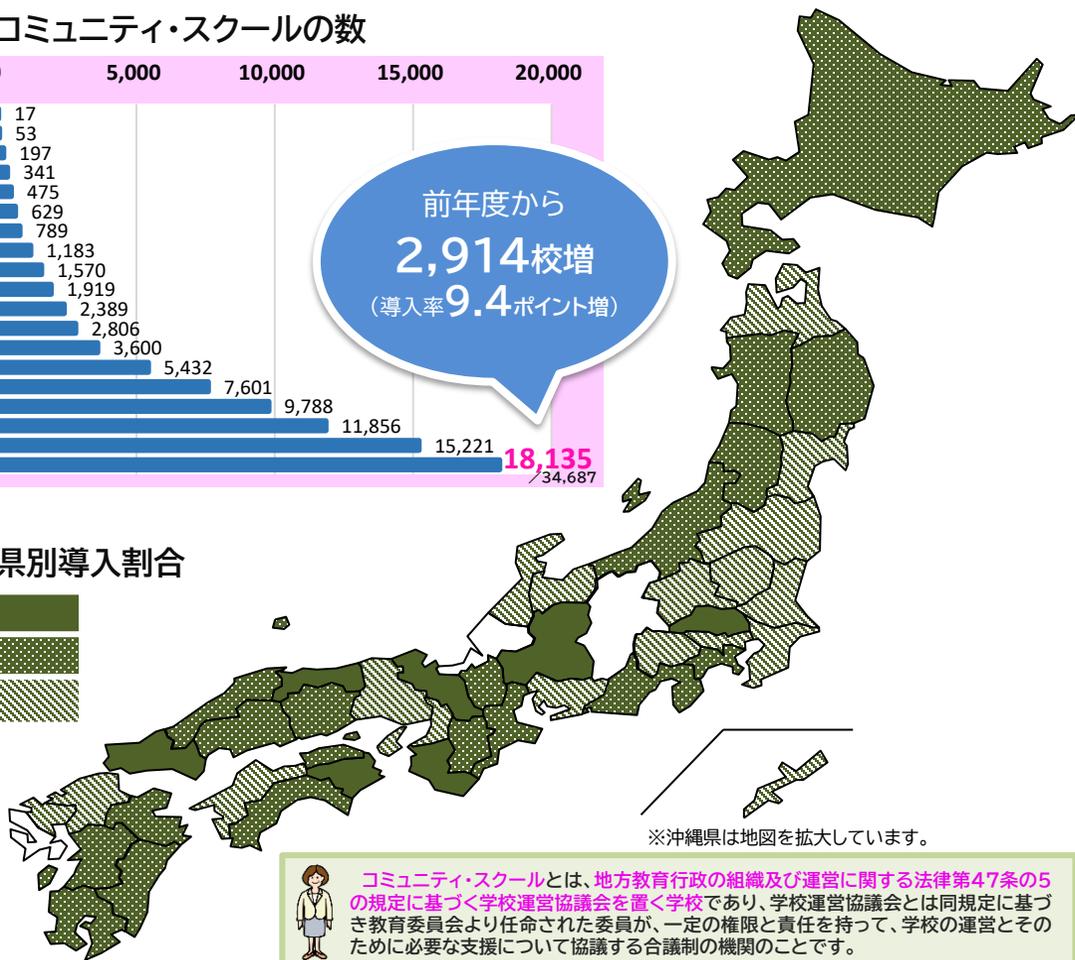
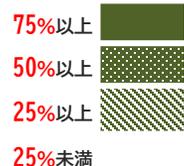
※ 括弧内は令和4年度の調査結果

コミュニティ・スクールを導入している学校数: **18,135**/34,687校
 (教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
 全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合

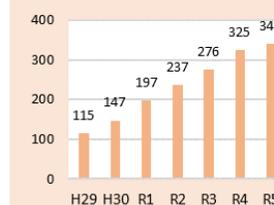


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

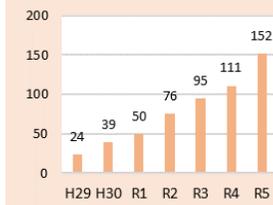
幼稚園

341/2,437園



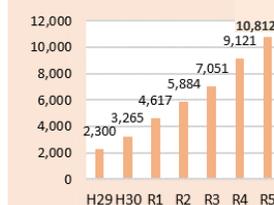
義務教育学校

152/202校



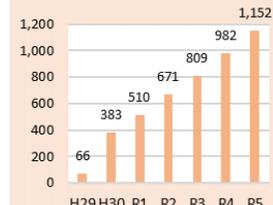
小学校

10,812/18,437校



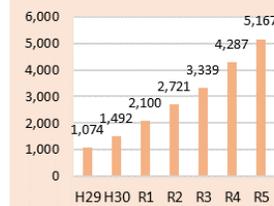
高等学校(中等教育学校含む)

1,152/3,484校



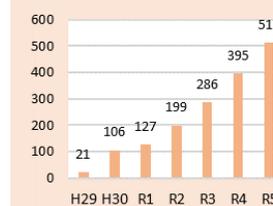
中学校

5,167/9,010校



特別支援学校

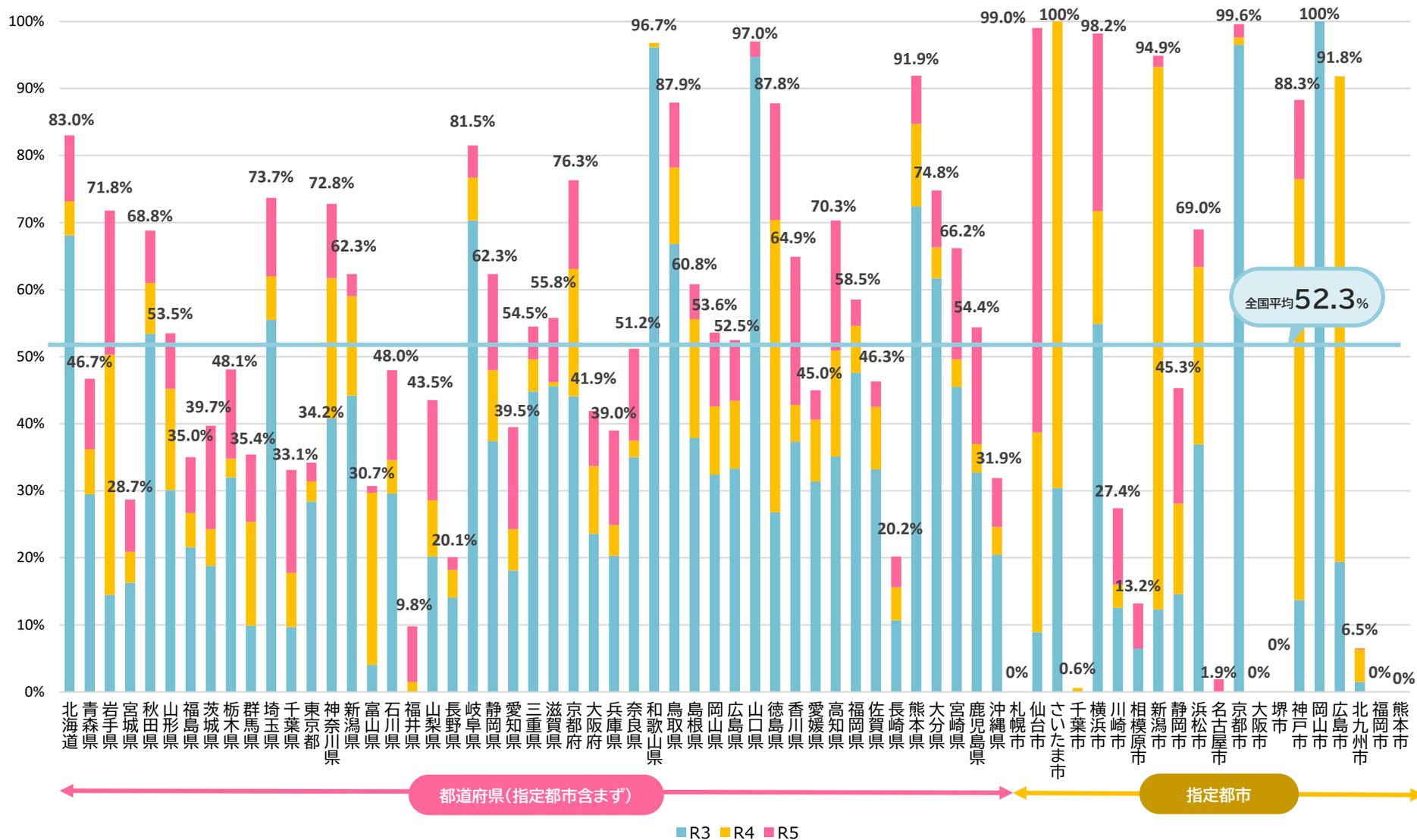
511/1,117校



コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



1. コミュニティ・スクールの意義・有用性
- 2. 地域学校協働活動推進員等に
期待される役割・効果**
3. 中央教育審議会の動向等

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度予算額
(前年度予算額)

71億円
71億円)



文部科学省

現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- ▶ **コミュニティ・スクール**と社会教育活動である**地域学校協働活動**を一体的に推進することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

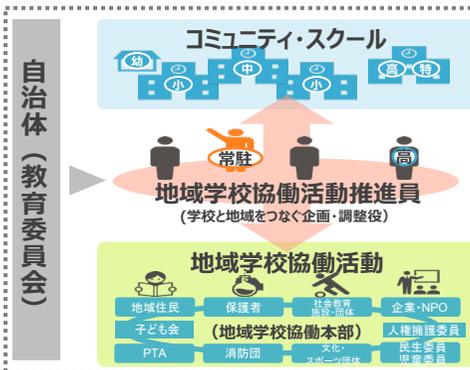
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、(略) **コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。**・・・(略)

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。(略) 地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、・・・(略)

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	： 平成27年度～
交付先	： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	： ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	： 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



具体的な取組

▶ コーディネート機能の強化

- 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
- 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や、常駐的な活動等を支援**

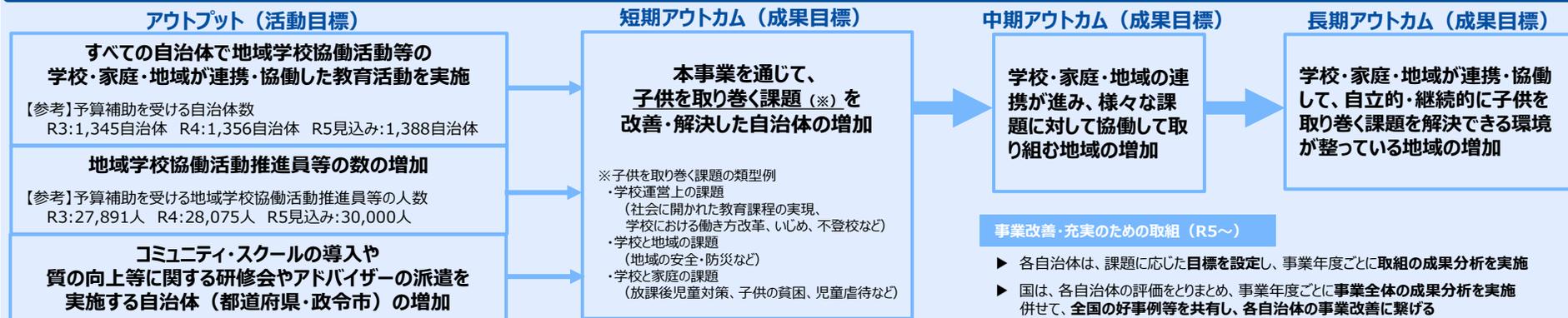
▶ 地域学校協働活動の実施

- **学校における働き方改革に資する取組、学習支援や体験・交流活動等を支援**

▶ 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化

- **CSアドバイザーの配置促進**
- **地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実**

ロジックモデル



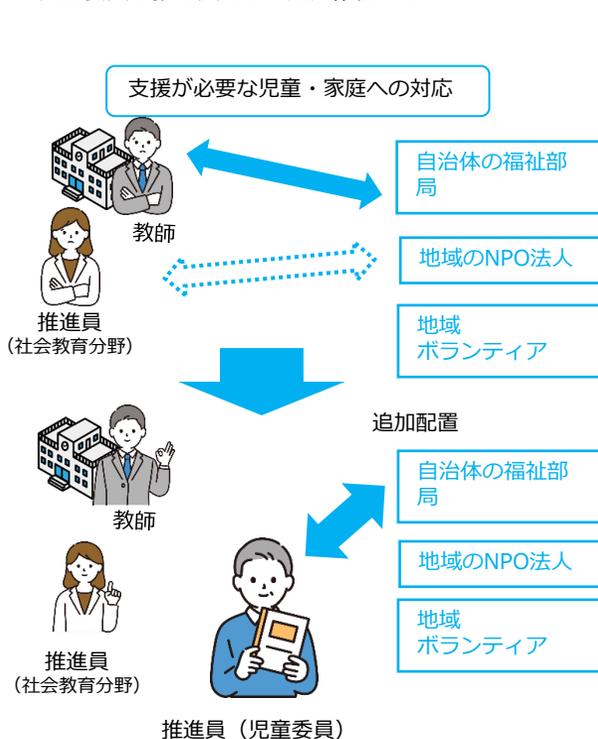
課題に対応した地域学校協働活動推進員の重点配置のイメージ

追加配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて**当該分野の専門性をもつ推進員を追加配置**する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として追加配置する

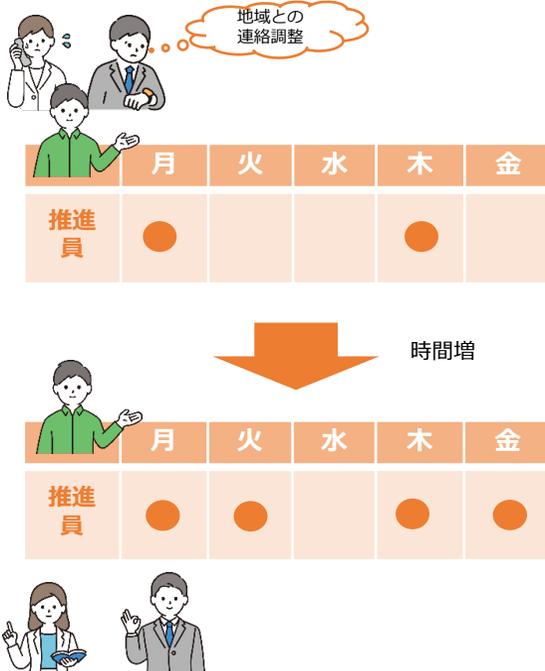


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

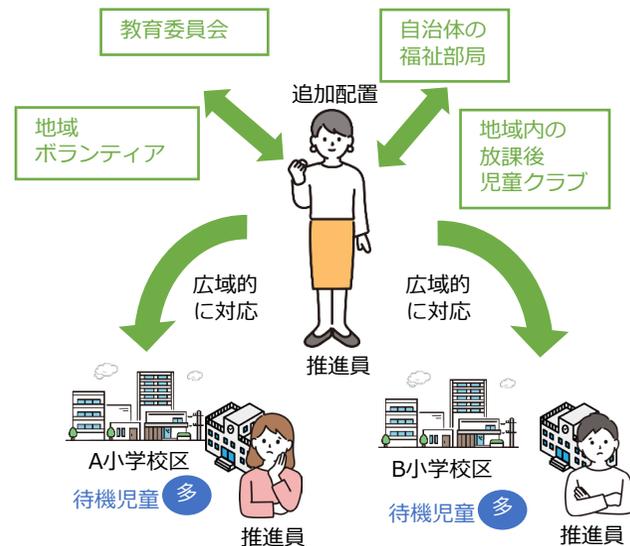


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置**する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



令和5年度 地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究 ～地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証～

調査実施概要

調査の趣旨・目的

- 本実証研究は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の現状を把握するとともに、各自治体における導入等の促進・機能充実に向けた推進方策を検証することを目的として、文部科学省の委託により実施。
- 令和5年度の実証研究のテーマは「**地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証**」であった。地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能を担う地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む。以降「推進員等」。)について、その配置促進や機能拡充のために、推進員等の配置や活動に係る効果検証を実施した。

調査の方針・方法

- 推進員等を配置している自治体や学校を抽出調査し、ヒアリングやアンケートによる実態調査を実施した上で、その役割・活動頻度・活動内容等の分類を通じた効果検証や要因分析等を行った。

調査の内容

①「実施状況調査」※との連携

- R5年度実施状況調査では、教育委員会ごとに推進員等の配置状況などを把握。その回答を用いて、学校・推進員等調査の調査対象の抽出を行った。
- 実施状況調査によるとR5年5月現在、推進員等は全国で33,399人配置されており、このうち11,125人が学校運営協議会の委員を兼ねている。

※コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

②ヒアリング調査

- 推進員等を配置している学校や所管の教育委員会における、推進員等配置の効果実感や期待、効果発現に必要な要素等、アンケート調査設計に示唆を得ることを目的としてヒアリング調査を実施した。

③学校・推進員等調査

調査設計 概要

調査対象

推進員等の配置状況、自治体規模、地域バランス等を考慮して、都道府県(4自治体)、政令指定都市(2自治体)、中核市(4自治体)、その他の市区町村(6自治体)を抽出し、各教育委員会が所管・把握するすべての学校及び推進員等を調査対象とした。

実施方法

教育委員会を通じて学校・推進員等の調査対象者に依頼文書を配布し、WEBアンケートを案内した。教育委員会によっては、推進員等への調査文書の配布を学校を通じて行っている場合もある。また、回答は任意とした。

有効回答

学校調査:682、推進員等調査:391

分析方法

推進員等調査については、回答者が活動対象とする学校の学校調査回答データを紐づけ、学校における取組状況によって推進員等の効果実感がどのように異なるか分析を行った。

調査仮説とその検証(全体図)

※この全体図は、今回の検証において関連性が見られた要素同士を下から上への矢印で繋いだもの。今回の検証において関連性がみられなかった要素については除外しているが、ここで触れられていない要素間の関連性が必ずしもないわけではないこと、またアンケート調査分析によって見出された関係性は相関関係である(因果関係ではない)点に留意。

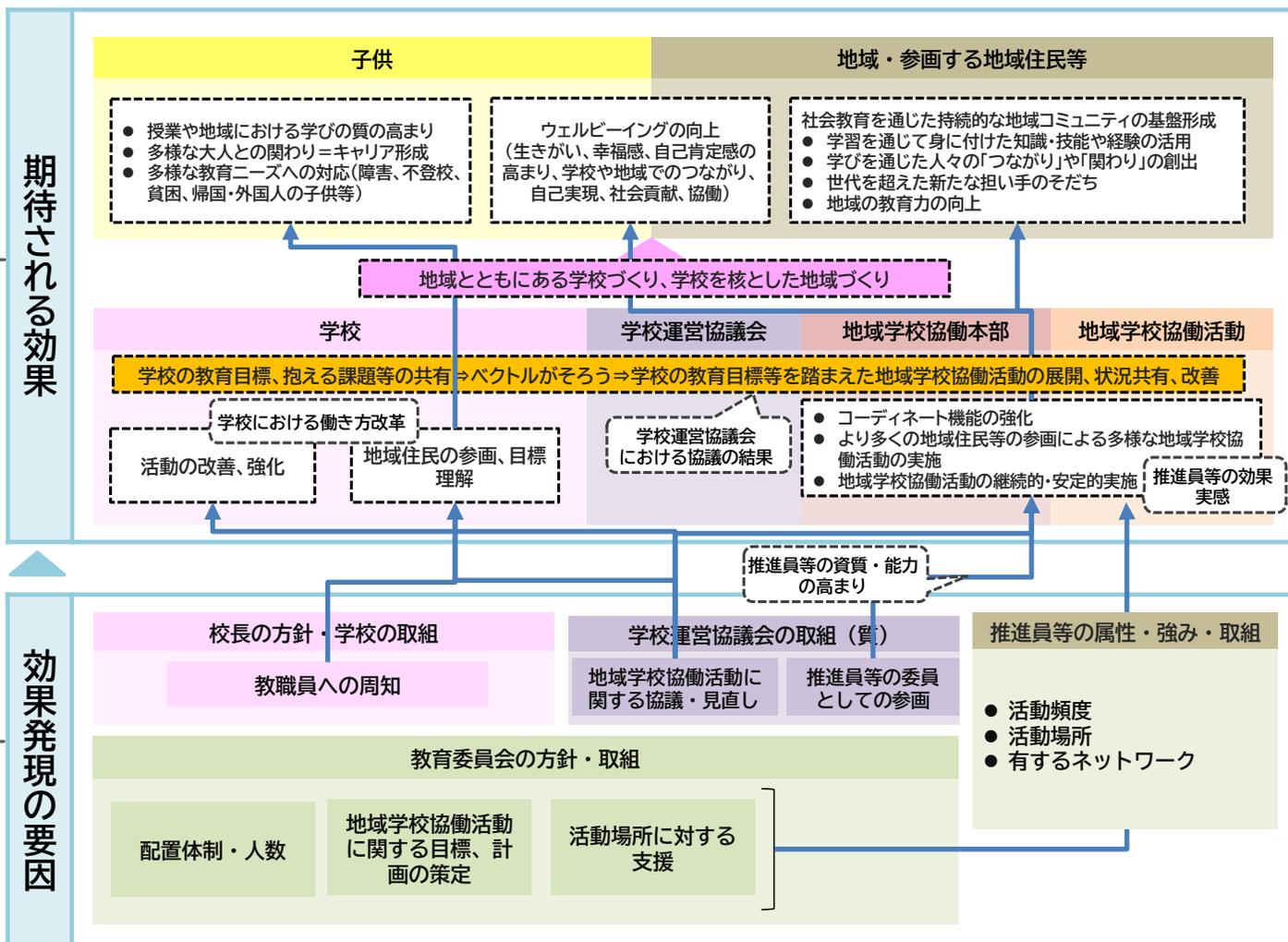
- **【学校への効果→子供への効果】**「地域住民の参画・目標理解」は、「子供への効果」の実感と強い関係性を持つことが示唆された。
- **【地域学校協働本部・地域学校協働活動の効果→地域住民・地域社会への効果】**「コーディネート機能の強化」や「多様な地域学校協働活動の実施」、「継続的・安定的な活動の実施」は、地域住民への効果や、地域社会への波及効果に対して影響を及ぼしている。

- **【教育委員会の方針・取組】**配置体制・人数、地域学校協働活動に関する目標、計画の策定、そして活動場所に対する支援が、地域学校協働活動・本部に対する、コーディネート機能の強化などの効果実感を高めている。
- **【学校運営協議会の取組(質)】**地域学校協働活動に関する協議や見直しが行われていることが、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)に影響を与えている。
- **【校長の方針・学校の取組】**特に、推進員等の意義や役割についての「教職員への周知」が、学校への効果としての「地域住民の参画・目標理解」に影響を与えている。

期待される効果

効果発現の要因

効果発現の要因と期待される効果(分析結果)



調査結果及び得られた示唆

- 学校・推進員等調査の分析結果から、効果発現の要因として想定した要素は、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)を介し、子供への効果や地域・参画する地域住民等への効果へとつながっていく階層構造が見られた。
- これを踏まえ、推進員等の配置の効果を高めるために「主に教育委員会として取り組めること」「主に学校として取り組めること」を抽出した。

1. 主に教育委員会として取り組めること

① 推進員等の効果的な配置	<ul style="list-style-type: none">• 推進員等の <u>i.活動頻度を高めること</u>、<u>ii.複数人を配置することの有効性</u>が示唆された。• ヒアリング調査から、<u>複数人の連携で活動頻度を担保する</u>といった工夫や、<u>専門性の異なる者を配置する</u>といった工夫でも効果を高めることができると考えられる。
② 推進員等の活動の環境整備・伴走支援	<ul style="list-style-type: none">• <u>i.地域学校協働活動の目標や計画を策定すること</u>、<u>ii.活動場所に関する支援を行うこと</u>、<u>iii.研修機会を提供することの有効性</u>が示唆された。• 特に<u>目標や計画の策定</u>についてはアンケート調査から<u>顕著な傾向</u>が読み取れる。また<u>研修機会の提供</u>については、<u>配置前だけではなく配置後にも継続的に学びの機会があること</u>の重要性や、<u>複数配置を行いOJTを促す方策の有効性</u>も示唆された。

2. 主に学校として取り組めること

① 学校運営協議会との一体的取組	<ul style="list-style-type: none">• <u>i.学校運営協議会において地域学校協働活動について協議を行うこと</u>の重要性や、<u>ii.推進員等自身が学校運営協議会の委員として参画することの有効性</u>が示唆された。学校として、<u>一体的取組を視野に入れた学校運営協議会委員の人選</u>を教育委員会へ提案したり、推進員等が委員にならない場合も、<u>学校運営協議会の協議の場に参加する機会</u>を設けたりする工夫が考えられる。• ヒアリング調査から、<u>協議に基づいた活動を行うこと</u>で活動自体が改善されるだけでなく、<u>学校運営協議会が教職員と推進員等との交流の場</u>となり、これをきっかけに<u>協働が活発になるような様子</u>もうかがえる。
② 教職員への推進員等の意義や役割の周知	<ul style="list-style-type: none">• 教職員へ<u>推進員等の意義や役割を周知すること</u>の重要性が示唆された。• ヒアリング調査から、<u>教職員の理解が醸成されること</u>で<u>推進員等との密なコミュニケーション</u>が促され、<u>地域学校協働活動に関する目標が共有しやすくなり</u>、<u>学校側と地域住民側のベクトルが揃うこと</u>で効果的な活動に繋がっていると推察される。

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年5月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）

- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- ・消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- ・公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本証券業協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校経営・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会

放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会

児童生徒の休み時間における対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会

校内清掃

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会

部活動

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会

給食時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)

学校行事の準備・運営

公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会

進路指導

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

公益社団法人全国子ども会連合会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

1. コミュニティ・スクールの意義・有用性
2. 地域学校協働活動推進員等に期待される役割・効果
- 3. 中央教育審議会の動向等**

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果	第3期計画期間中の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、**協調的幸福と獲得的幸福のバランス**を重視
- ・**日本発の調和と協調（Balance and Harmony）**に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）**ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯にわたって学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階 （電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、 第1段階から第2段階への移行 の着実な推進	GIGAスクール構想 、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進	教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、 教育データの分析・利活用 の推進	デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ
---	--	---	--

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、 ICT環境 の整備、経済状況等によらない学び確保	NPO・企業等多様な担い手 との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保	各関係団体・関係者（子供を含む） との対話を通じた計画の策定等
--	--	--

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

（1）社会教育の裾野の拡大

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

- **学校教育と社会教育との連携**による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における**地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大**
- **社会教育の担い手は**、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、**首長部局や民間企業に広がるなど、多様化**
- ⇒ **社会教育の裾野が拡大**する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる**社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事

「**地域全体の学びのオーガナイザー**」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、**地域全体の社会教育振興の中核**を担う

社会教育士

「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」

現場レベルの活動において、**各分野の専門性と社会教育の知見を活かし**ながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

- 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、**社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化**する役割を担うことが重要に
- ⇒ 各教育委員会における**社会教育主事の配置**により、**地域における社会教育やその関連分野の実践**をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけでなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、**社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要** ⇒ **幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要**

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

- 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、**地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得**が求められる
- 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、**関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図る**ことが必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、**社会教育人材のエントリー条件**であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、**様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置く**ことを基本とすることが適当
- **社会教育主事**については、地域の実情を踏まえつつ、**講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用**することが望ましい方向性の一つ
- 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、**各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい**
- 講習・養成課程の修了後においても、**多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用**を通じて**社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要**

3. 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続→社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【受講形態の多様化】 オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・複数機関によるカリキュラムの策定により講習内容の維持・充実を図る ・現行でも可能な分割履修の円滑な実施に向け、国は受講記録の保存期間を5年以上と設定
- ・各講習実施機関は、提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待される

【講習科目の提供方法の弾力化】 国は、大学等の判断により1から4科目の開設を可能とし、国の委託費を活用しない講習について、複数年での開講や、受講料の徴収を認める

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすくなるような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的に開催し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

国は、資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討を進める必要

4. 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

・国は、市町村における社会教育主事の配置の好事例等を周知し、社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る必要
・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加等を進め、社会教育主事の配置を促していく必要

社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、活躍事例の収集・分析、ロールモデルや活躍先の提示等により社会教育士の活用イメージを広く周知する必要

社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

・国は、社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用等を促す必要

- ・指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件等とすることや、社会教育士を称する際に自らの専門性を付記することも有効
(「社会教育士(講習)×学校連携」、「社会教育士(養成課程)×まちづくり」など)

社会教育人材のネットワーク化

・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、機能毎に複層的に構築することが重要

- ・全国規模のネットワークは、国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討
- ・地域単位のネットワークは、地方公共団体等が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行うことが望ましい
- ・「同窓会型」(同じ講習・養成課程の修了者)のネットワークは、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育士の称号付与の促進

令和2年度以降の新設2科目を受講しやすい環境の整備など、旧制度下の修了者の社会教育士の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、社会教育士の称号が付与された旨を明確化するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

- ・国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要
- ・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうるデジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める必要

5. おわりに

社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

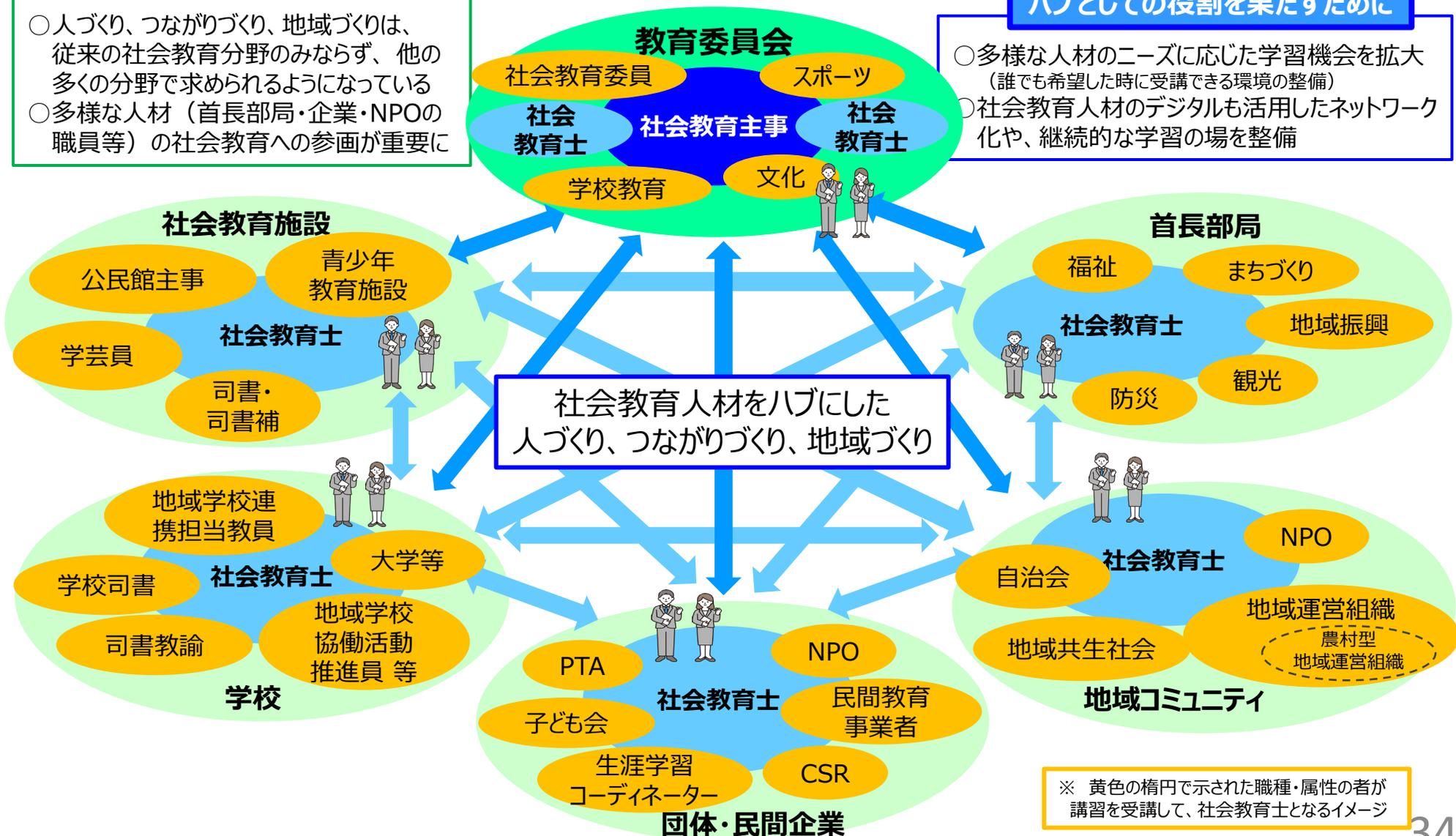
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

<生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿>

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいをつくる「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

<デジタル社会への対応>

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

<社会的包摂への対応>

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

<生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方>

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

<生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの>

- 【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む
- 【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成
- 【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講コースの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化 等に取り組む

今後の展望

- ・社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

* 社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

②社会教育活動の推進方策

（**地域と学校の連携・協働の更なる推進方策**、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

參考資料

多様な経歴を持つ7名のCNが連携し、地域学校協働活動の年間計画に沿って教育課程内外の活動を支援する。また管理職や主幹教諭が、教員とCNとのスムーズな連携体制構築をサポートし、経験豊富なCNは、学校側の要望に応えつつ提案も行う、学校経営の強力なパートナー的位置づけとなっている。



基本情報

配置人数	コーディネーター(CN)7名
配置単位	学校専属
任期	1年(再任可)
学校運営協議会	一部CNは委員を兼務

◎活動概要

- 元PTA役員・委員経験者、少年スポーツ教室世話役などの経歴を持つ7名のCNがそれぞれの仕事の状況や、これまでの経験に合わせ、教育課程内・教育課程外・学校教育外・地域主体の活動という4つのプロジェクトで活動している。年度初めに教員と確認した年間計画・方針を基に、活動を行う。CNが活動の記録を残すことで、教員異動があっても、毎年活動が引き継がれる形となっている。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 教育課程内の活動としては、キャリア教育、日本の伝統・文化理解教育、読書活動など、教育課程外活動としては、朝遊びの見守り、学校教育外活動としては土曜日や放課後の各種イベント運営等がある。
- 学校からの要望への対応とCNからの提案を織り交ぜ活動を行う。例えば、学校・学校運営協議会から、子どもたちが主体となり、子どもたちの考えに基づき学習するという方針の提示を受け、方針に沿った授業を進められるようゲスト講師をコーディネートし、授業内容を検討する。

◎活動時に意識していること

- コンセプトは、豊かな体験を通じて「わかった!」「面白い!」を実感できるように子どもたちの活動をサポートすること。
- それぞれの仕事の合間などに、職員室に通い、先生方とコミュニケーションをとり、相談しながら活動を進める。
- 地域と学校のつながりの中で、話しやすい環境づくりを大事にしており、地域からも感謝される関係となるよう心がけている。

◎管理職や主幹教諭が教員とCNのスムーズな連携を促進

- 教員とCNがスムーズに連携できるよう、管理職や主幹教諭が仲立ちとなり、コミュニケーションの場の設定や、日程・活動場所の調整などを行うほか、他地域から来た先生方にもCNへの依頼を促す声かけを行うなどしている。

◎学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

- 学校運営協議会では、校長から学校の動向や方針を示し、それに基づきCNが具体的な協働活動の提案を行う。
- 学校運営協議会主催で年1回熟議の場を設定しており、教員30名+CS委員+CN+保護者、合わせて50-60名が参加し、テーマをもとに話し合い、交流を通してつながりを育んでいる。

◎杉並区の充実したサポート体制

- 杉並区では、学校運営協議会を含めて所管する学校支援課を設置しているほか、統括的な役割を果たす地域学校協働活動推進員を公募・委嘱し、各学校単位で活動するCN等地域学校協働活動を行う地域住民等への助言や伴走支援を行う体制を整えている。
- 区がCNの初任者研修等を開催しており、活動内容の理解や仲間づくりを支援し、新規に活動に参加してもらいやすい体制が整っている。
- 教育委員会は財政支援に加え、学校施設及び設備の使用も支援しており、天沼小では職員室からも声をかけやすい場所にある「学校支援本部室」を活動場所としている。活動支援者の場所があることで、ご協力いただく地域の方の来訪もスムーズである。



教員

教員だけで地域の方とのつながりは、カバーしきれませんが、CNの方々は、地域とのつながりが強く、地域のことをよくご存知で、様々な方とつながってくださいます。授業のねらいや講師のリクエストなどを踏まえて調整を行って、教員にとっても非常に心強い学校経営のパートナーです。

津島市では、各推進員が相談しながら持続的に活躍できるよう、**各校への推進員の複数配置や、統括的な推進員の配置、計画的な研修の開催、協力人材の確保**に取り組んでいる。市立藤浪中学校では、PTA役員を経験した保護者を中心とした**5名の推進員がそれぞれの強みを活かしながら**、募集チラシの作成、大学生や高校生のボランティアとのマッチングなど、**学習支援教室を自律的に運営**している。



基本情報

配置人数	推進員5名
配置単位	学校専属
任期	2年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 津島市では市立小中学校全12校において計26名の推進員が活動しているほか、市教育委員会に所属する統括的な推進員が1名配置されている。
- 藤浪中学校では、同校のPTA役員を経験した保護者を中心に、行政職員なども含めた計5名が推進員として役割分担をしながら様々な活動に取り組んでいる。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 学習支援教室「NAMIKA」の運営:月曜日の放課後15時から、中学生の希望者を対象に、大学生・高校生のボランティアによって学習サポートを行う活動の企画・調整・運営。(令和4年度から開始)
- 登下校時の交通安全見守り、中学生に向けてのキャリア教育の企画・実施、中学生をボランティアとして地域に派遣する活動

◎活動時に意識していること

- 学習支援教室など平日・日中の活動が難しいメンバーはPCスキルを活かしてチラシ作成を担うなど、「できることをできる人がやる」を大切に推進員同士で役割分担を意識している。
- 中学校区外の人も活動に巻き込んだり、地域課題(地域イベントの人手不足等)と中学生のボランティア活動をつなげるなど、各推進員が他の地域活動で聞いた話を地域学校協働本部や学校運営協議会に持ち込んで、「活かせるものは活かす」ことを念頭に活動を企画している。

◎推進員が1人で悩まず、相談できる体制の構築

- 津島市では各学校において複数の推進員配置を基本としている。これは、各推進員が様々な場面で「誰に相談したらよいのか？」と困る際に、まずは推進員同士で相談できるようにすることを意図している。
- また、津島市では各地域学校協働本部の本部長や、教育委員会に所属する統括的な推進員が、推進員の相談先として明確になっており、推進員が孤立しなくて済む体制が構築されている。
- この他、年間3回以上の定期研修会を開催し、市内各小中学校で活動する推進員同士が悩みを出し合ったり、対応を熟議したりすることができる機会・時間を設けている。

◎多様な活動を持続的に行うための人材確保

- 地域学校協働活動を行う上では、推進員だけでなく協力者・ボランティアの存在が欠かせないことから、市では市内中学出身の大学生・高校生とのネットワークづくりに取り組んでいる。
- 愛知県及び近隣の教員養成課程を持つ大学、津島市内に立地する高校に、学習支援や読み聞かせへの参画依頼を行い、令和5年度現在、大学生60名程度、高校生30名程度がボランティアとして登録している。各校の推進員がボランティアと各校の各活動とのマッチングを行っている。



校長

学習支援教室の活動は推進員の方々によって自律的に運営されており、学校の関与は、場所提供と募集のお手伝いくらいです。

学校には生徒と教員しかいないのが普通ですが、同教室では推進員がコーディネートした地元出身の大学生や高校生、地域の様々な大人との接点があり、生徒たちは、多様な関わり方を学んでいるように感じています。

探究学習や、地域課題の解決・地域活性化に専門性と経験を持つ推進員を配置し、学校での探究的な学びの企画や、地域との協働体制の構築を進めている。教員の伴走体制や、教員と推進員が互いの専門性を活かした連携や役割分担が、学校と推進員、地域一丸となった探究的学びの推進に大きな役割を果たしている。



基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 大学時代から地域にフィールドワークに関わり、その後移住を経て継続的に地域活性化に取り組んでいる方が推進員として活動に取り組んでいる。大学での専攻であった地域協働やプロジェクトマネジメント、ファシリテーションの知識と経験、また地域住民や地元企業等とのネットワークを活用し、高校の探究的な学びの推進役として活動を行う。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 探究学習の統括役である教員と共に、「総合的な探究の時間」をはじめとした生徒の探究学習の企画(年間計画策定やカリキュラム作り)
- 探究学習のための体制構築(地域住民と学校を繋げる際の人選や手配)
- 地域住民同士の繋がり作りによるネットワークの耕し
- その他、教員の負担軽減のための部活動支援や給食指導、学校行事運営のサポートなど

◎活動時に意識していること

- 学校の要望に応じた連絡調整を基本的なスタンスとしているが、教員のニーズを理解したうえで、その実現に向けた意見出しや、自らのスキルを活かした実践も積極的に行っている。
- 推進員は探究学習の企画においてリーダーシップをとるが、個別の生徒の見取りやサポートは教員が行うなど、役割分担をしている。

◎専門性を活かして探究学習をコーディネート

- 探究学習に関する専門性を持つ教員がまだまだ少ない中で、大学で探究的な活動や地域課題解決・地域活性化等について学んだ専門性を活かした推進員のアドバイスが、探究担当の教員の強いサポートとなっていることに加え、教員間の足並みを揃えることにも寄与している。
- 自らが地域住民として持つネットワークを駆使して、学校に様々な連携先を紹介することができている。特に学校からアプローチがしにくい地域の個人や民間団体とのネットワーク構築において、推進員によるコーディネートが価値を発揮している。

◎推進員、教員、地域が一丸となるためのサポート

- 推進員の就任時、職員室に専用の席が設けられていたことで、教員集団の中に飛び込みやすくなった。
- 探究学習の統括役である教員が、推進員と同じ専門性のバックグラウンドを持っており、当初から推進員のスキルや考えに理解を示していたことが、推進員が伸び伸びと活動できたポイントであった。
- また教員側から、学校現場については初心者であった推進員に、学校のルールや必要な知識、求められている役割について明確に示したことで、相互理解の上でふるまうことができた。



教員

教員だけで探究学習を行っていた際には、「課題解決」と「問題解決」の混同など、教員ごとに授業の方向性が異なる等の課題がありました。推進員の専門的な知識のおかげで、大分足並みが揃ってきました。また、地域の方との連絡・調整においても、地域に軸足を持った推進員からの声掛けは、地域側からとても歓迎されており、非常に助かっています。

属性の異なる地域学校協働活動推進員(長年地域活動をされてきた方、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方)を2名配置し、子どもたちが学校卒業後に地域の中で暮らしていくことも見据えた地域連携を進めている。また、学内に設置されるコミュニティルームが、推進員の活動拠点となっていることに加え、保護者や教職員との関係性を構築することにも大きな役割を果たしている。



基本情報

配置人数	推進員2名
配置単位	学校専属
任期	1年
学校運営協議会	委員を兼務

◎活動概要

- 長く地域活動に取り組んできた方1名、自身のお子さんも特別支援学校に通われていた方1名の計2名で活動に取り組んでいる。それぞれの持つネットワークや考え方が異なることが、活動の幅を広げている。
- 教員の授業支援(ニーズに応じて地域とつなぐ)、保護者支援、卒業生支援、地域ボランティアの募集及びとりまとめ、地域情報の紹介など幅広い活動を行う。

<具体的な活動内容(一部抜粋)>

- 「あおばエールプロジェクト(区内店舗が登録し、障害者の地域生活を応援)」の登録店舗への生徒によるインタビューを企画・調整
- 保護者が参加できるアートプロジェクトやイベント、懇親会等の情報提供、保護者の相談対応
- その他、様々な授業支援(田植え体験の企画、市の資源循環局への訪問調整、アートグループによる授業企画など)

◎活動時に意識していること

- 生徒たちは卒業後、地域の中で暮らしていくが、それまでにできる限り地域の事を知り、地域社会に出ることに慣れ、学校外の人と関わることに慣れてもらいたいという思いを持ち地域連携に取り組んでいる。
- 地域の人々にも、あおば支援学校のこと、障害を持つ子どもたちのことを知ってもらうことで、地域側の土壌を耕したいという思いもある。

◎コミュニティルームが集いの場に

- 校舎1階の出入り口付近に設置されているコミュニティルームは、地域学校協働本部を兼ね、推進員の活動拠点となっている。また、介助員、保護者など、学校を訪れる様々な主体の交流の場となっている(飲食も可能)。この場所があることで、互いに顔の見える関係性が構築できていることに加え、新たな活動のきっかけにつながっている。
- コミュニティルーム近くには、地域学校協働本部「あおばまる」のボードも設置されており、常に活動内容が更新されるなど、訪れた人々への情報共有の役割を果たしている。
- 教職員も、推進員に相談したいことがある時には気軽にコミュニティルーム訪れている。

◎学校運営協議会の部会に参加

- 推進員2名は学校運営協議会の委員を兼ねており、地域学校協働部会にも所属している。
- 教職員も参加し、「学校の未来」について話し合う熟議を行ったところ、教職員が推進員と協働した様々な企画の実現可能性を強く感じるようになり、これをきっかけにコミュニティルームへの顔出しが絶えなくなった。



校長

お二方の持つネットワークが有難いことはもちろん、推進員の方がいらっしゃるおかげで、教職員の引き出しや発想が広がってます。また、地域への広報的役割を担ってもらえている点も非常に有難いです。学校のことを発信することで、見学やボランティア参加にもつながっていますし、インクルーシブな社会の広がりにも貢献してくださっています。

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の高上げ【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策（夏季休業の支援等）に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について



趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

- ① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - (ア) 子供を対象とする体験活動
 - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
 - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - (イ) 子供の体験活動を支援する活動
 - 子供の体験活動の指導者養成 など
 ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外
- ② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- ③ 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和5年度助成金の申請・採択状況 ※（）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	3,865件 (▲651件)	3,222件 (▲169件)	14.2億円 (▲0.5億円)
うち、体験活動	3,486件 (▲592件)	2,901件 (▲154件)	12.1億円 (▲0.3億円)
うち、読書活動	352件 (▲ 61件)	309件 (▲ 14件)	1.3億円 (▲0.2億円)

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする

募集スケジュール（令和6年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和5年10月1日～11月21日 ○ 交付決定：令和6年4月
二次募集	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和6年5月1日～6月18日 ○ 交付決定：令和6年8月（予定）

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

	単年度:480億円	5か年計:2,400億円
図書	199億円	995億円
増加冊数	39億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	195億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	160億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】	800億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新聞	38億円	190億円
小・中学校等	26億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙	130億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙
高等学校等	12億円 【高等学校等に5紙配置】	60億円 【高等学校等に5紙配置】
学校司書	243億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】	1,215億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】

地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

①図書費



小学校

学級

×

40.7 千円^{※1}

千円^{※1}

=

千円

中学校

学級

×

63.1 千円^{※2}

千円^{※2}

=

千円

②新聞費



小学校

学級

×

3.5 千円^{※3}

千円^{※3}

=

千円

中学校

学級

×

12.8 千円^{※4}

千円^{※4}

=

千円

③学校司書費



小学校

校

×

1,157 千円^{※5}

千円^{※5}

=

千円

中学校

校

×

1,111 千円^{※6}

千円^{※6}

=

千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状況】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配達の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配達の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中中部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。

